

佐渡市高齢者保健福祉計画

・第9期介護保険事業計画

＜令和6年度～令和8年度＞

概要版

目次

第1章 計画の基本的事項.....	1
第2章 現状分析と将来推計.....	3
第3章 計画の基本的な考え方.....	5
第4章 高齢者保健事業の推進.....	7
第5章 高齢者福祉事業等の推進.....	8
第6章 介護保険事業の推進.....	9
第7章 計画の評価と推進体制.....	15

I 計画の基本的事項

I 計画策定の趣旨

本市では、第8期計画において「生きがいにあふれ、いつまでも自分らしく暮らせる佐渡」を基本理念として、高齢者に関わる保健福祉施策の総合的な推進と介護保険事業の円滑な運営に努めるとともに、「地域包括ケアシステム」を充実する施策を展開してきましたが、中長期的な展望のもとに、「地域包括ケアシステム」を更に深化・推進していくことが求められます。

今般、第8期計画期間の終了とともに介護保険法等の改正内容を受け、令和7年（2025年）及び令和22年（2040年）における本市の高齢化の状況を推計し、それに対応した目標を示した上で、高齢者を取り巻く本市の特性や課題を踏まえ、「生きがいにあふれ、いつまでも自分らしく暮らせる」まちづくりを計画的に推進することを目的として、令和6年度から令和8年度までを計画期間とする「佐渡市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

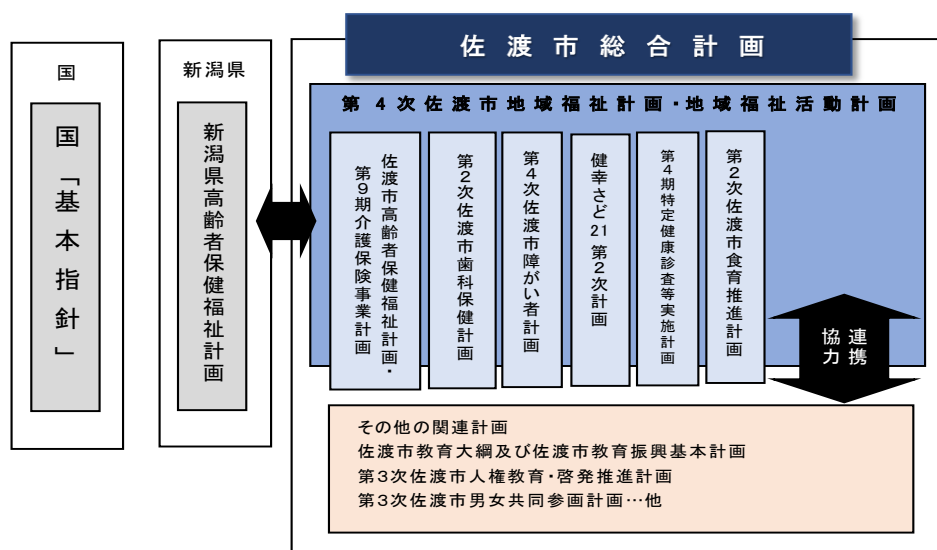
2 計画の位置づけ

(1) 法的根拠

この計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画及び介護保険法第117条第1項の規定に基づく市町村介護保険事業計画として、一体的に策定しました。

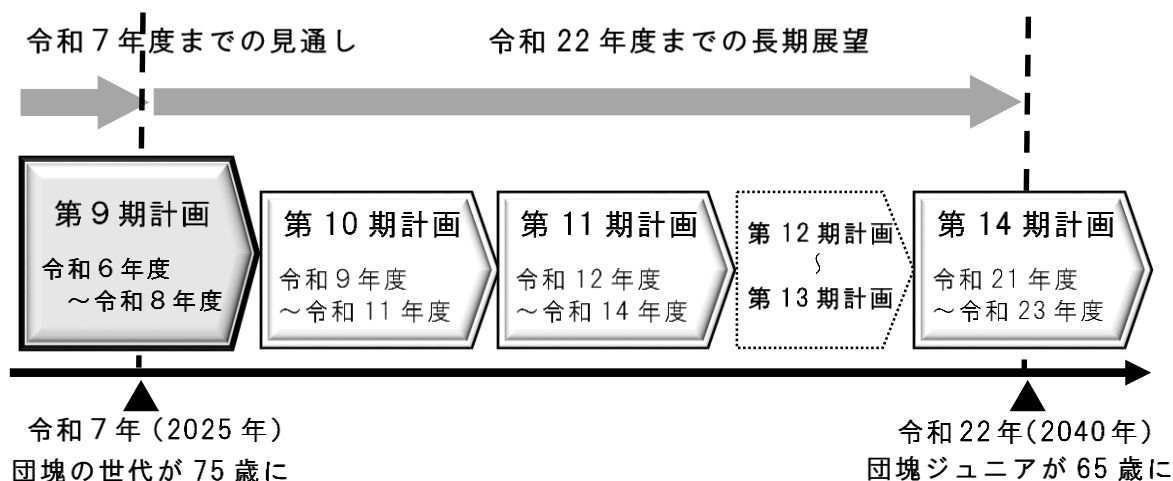
(2) 関連計画との調和

本計画は、国の基本指針に即し、第9期新潟県高齢者保健福祉計画との調整を図りつつ、市の最上位計画の具体的な実現を目指すものであり、福祉分野の上位計画である「佐渡市地域福祉計画」の基本理念「健やかで思いやりのあふれるまちづくり」と調和を保ちながら、「健幸さど21・第2次計画」、その他の関連計画との整合を図り策定したものです。



3 計画期間

本計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）とともに、団塊ジュニア世代が65歳高齢期に到達する令和22年（2040年）年を見据えつつ、介護保険法第117条第1項の規定に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間としますが、社会情勢の変化等を踏まえ、状況に応じて見直しを図ります。

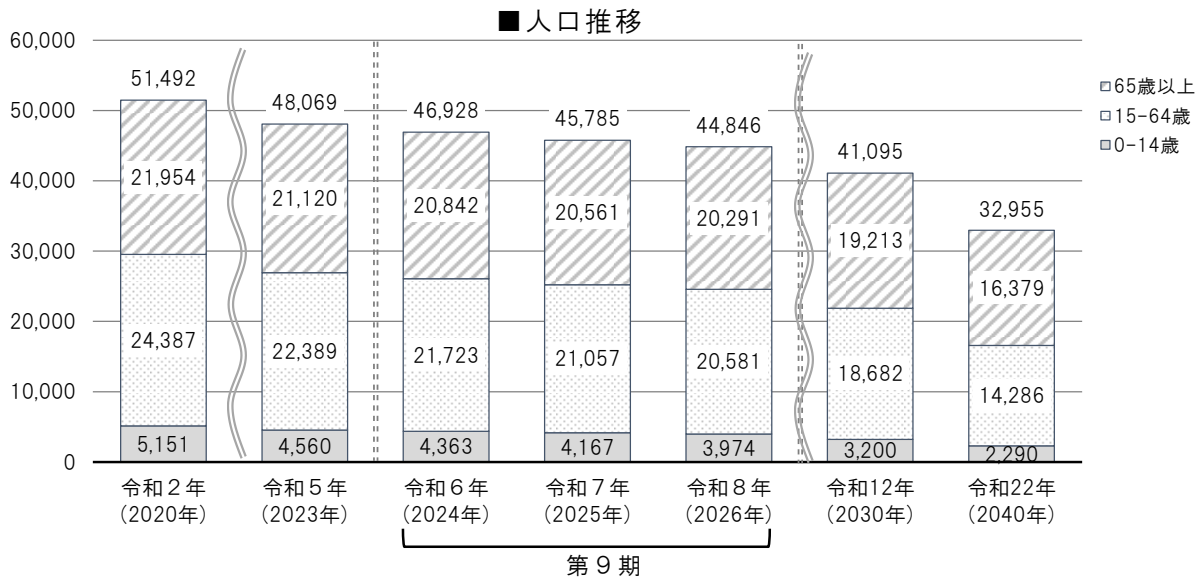


Ⅱ 現状分析と将来推計

Ⅰ 人口の推移

本市の総人口は減少傾向で推移し、長期的に継続すると見込まれます。

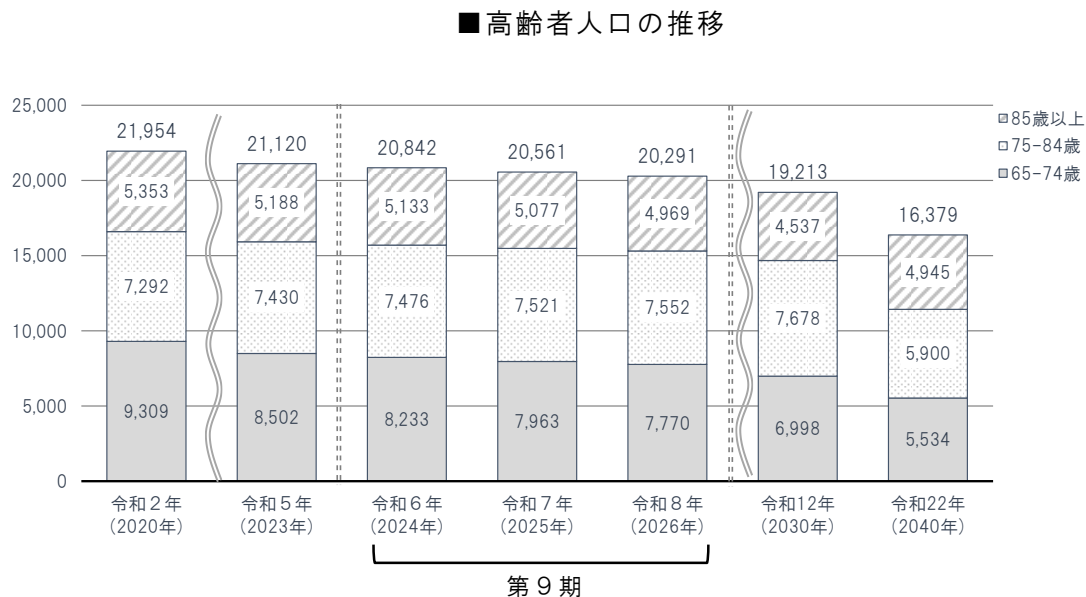
年齢3区分では、いずれも減少しますが、令和12年前後に高齢者人口（65歳以上）が生産年齢人口（15～64歳）を上回り、令和22年もその状況が続くものと見込まれます。



2 高齢者人口の推移

本市の高齢者人口は、第9期計画期間中に20,842人から500人以上減少しますが、75～84歳は増加し、年齢区分の構成がやや変化するものと見込まれます。

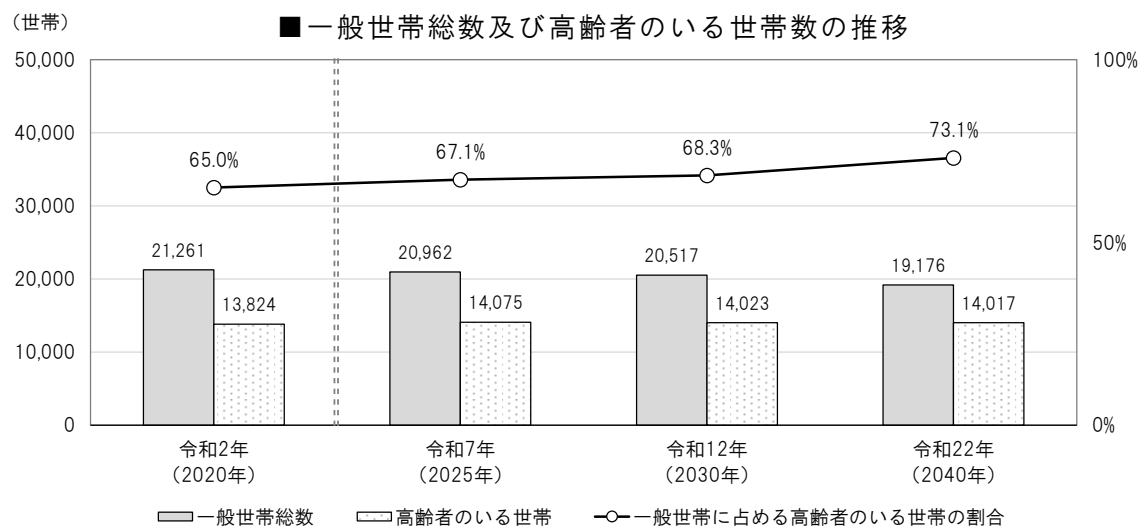
長期的にみれば、令和22年には高齢者人口は1万6千人台となりますが、年齢区分の構成において、65～74歳、75～84歳の割合が縮小するのに対して、85歳以上の割合が拡大し、30.2%を占めるものと見込まれます。



3 世帯数の推移

令和2年国勢調査の結果をもとに、国立社会保障・人口問題研究所が平成30年に発表した「日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）」における新潟県の世帯類型別の増減率を用いて、世帯数推計を行いました。

本市の「一般世帯総数」は、長期的に減少傾向で推移する一方で、「高齢者のいる世帯」は、14,000世帯前後ではほぼ横ばいで推移し現状と大きく変わらないものと見込まれます。



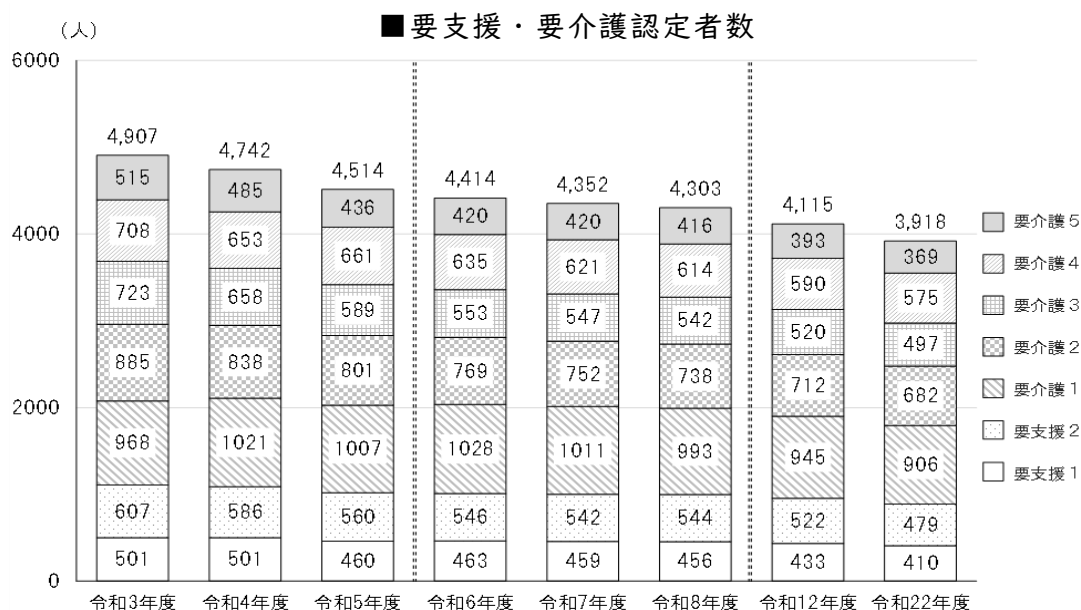
※令和2年は国勢調査。他は独自推計。下のグラフも同様

4 短期的推移と推計

第8期計画期間における認定者数は、4,900～4,500人台で推移しています。

直近の認定率の状況が、今後も継続すると仮定した第9期計画期間中の認定者数は、4,400～4,300人台で推移し、令和6年度には4,414人、令和7年度には4,352人、令和8年度には4,303人になるものと見込まれます。

また、さらに長期の推計をすれば、令和12年度は4,115人、令和22年度3,918人になるものと見込まれます。



「地域包括ケア見える化システム・将来推計」により作成。

Ⅲ 計画の基本的な考え方

Ⅰ 基本理念

第8期の基本理念「生きがいにあふれ、いつまでも自分らしく暮らせる佐渡」を継続し、地域社会に基盤を置いたさまざまな保健、福祉、介護などのサービスが選択できるとともに、家族、仲間、地域がつながり、支え合う仕組みをつくります。

基本理念

生きがいにあふれ、
いつまでも自分らしく暮らせる佐渡

Ⅱ 基本目標

基本理念の実現のために各分野における基本目標を、次のように掲げることとします。

基本目標Ⅰ 一人ひとりの高齢者の尊重と自立の支援

高齢者が加齢に伴う身体上、精神上の障がいや生活上の困難があっても、自分の生き方や自分の生活のあり方を自分自身で判断し、決定し、行動していくことは人間として当然の権利です。

本市は、すべての高齢者を個人として尊重し、たとえ介護や支援が必要になっても、可能な限り自分自身による意思決定のもとで、その人なりの自立した生活を目指していくことを支援します。

基本目標Ⅱ ふれあいと支え合いによる地域づくり

高齢者が個人として尊重され、その人なりに自立した生活を送るには、それを支援する施策を充実させていくとともに、地域社会の担い手である市民一人一人が互いに尊重しあい、助けあう地域をつくる必要があります。そのためには、高齢者自身の積極的な参加のもとで、地域住民と行政の協働による環境整備を通じて、誰もがふれあい、助けあい、支え合いながら、安心して生活することができる地域づくりを目指します。

基本目標Ⅲ 総合的かつ効率的な施策の推進

すべての高齢者が、住み慣れた地域で自立し安心して暮らし続けるようにするためには、福祉を始め、保健、医療、雇用、社会参加、生涯学習、住宅、生活環境整備等の生活を支える施策を提供することが大切です。

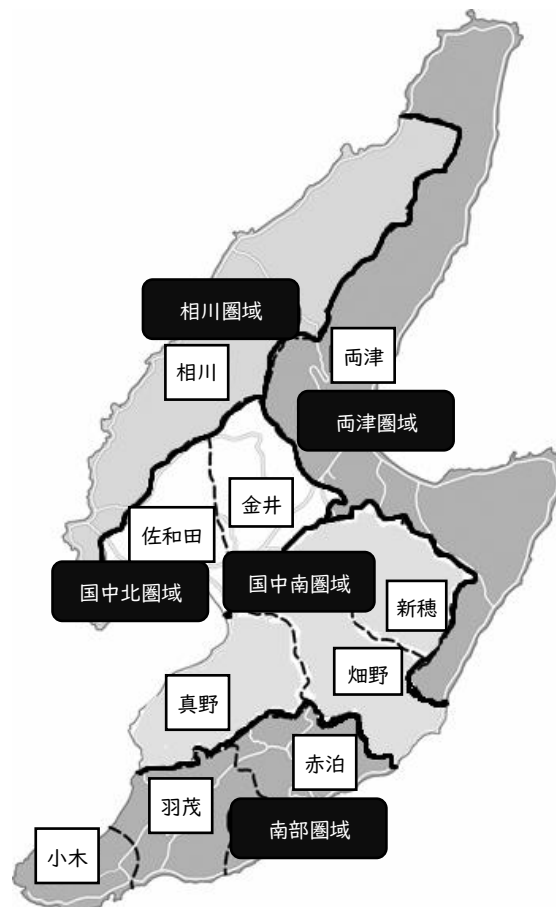
本市は、高齢者が生きがいをもち、安心して暮らせる地域づくりを構築するため、総合的かつ効率的な施策を推進していきます。

3 日常生活圏域の考え方

今後の基盤整備においては、従来のような市町村全域を単位として個々の施設を整備する「点の整備」ではなく、身近な生活圏域にさまざまなサービス拠点が連携する「面の整備」が求められるとともに、地域住民が公共サービスを含めたさまざまなサービスの担い手として参加し、コミュニティの再生や新たな公共空間の形成が図られることで、高齢者が住み慣れた地域での生活継続が可能となるような基盤整備が必要となります。

近年の社会情勢の変化もあり、人口、高齢者数、要支援・要介護認定者数、介護サービス基盤整備状況の他に、地理的条件及び交通事情も勘案し、第8期介護保険事業計画と同様に下表の5圏域と設定します。

■日常生活圏域の区域



■圏域別地域資源の状況（令和5年6月30日時点）

日常生活圏域	人口	65歳以上人口	高齢化率	要支援認定者数	要介護認定者数	認定者数	病院（精神含む）及び有床診療所の許可ベッド数	内科系診療所数（精神含む）	歯科診療所数	調剤薬局数	特別養護老人ホーム床数	介護老人保健施設床数	認知症高齢者グループホーム床数	介護サービス床数合計	床数合計÷65歳以上人口
両津	11,165	5,030	45.1%	259	842	1,101	99	2	5	5	105	170	18	293	5.8%
相川	5,447	2,736	50.2%	135	472	607	19	2	1	1	107	150	18	275	10.1%
国中北	14,162	4,808	34.0%	245	665	910	350	4	9	8	108	80	36	224	4.7%
国中南	11,592	5,055	43.6%	238	827	1,065	0	3	4	6	218	0	54	272	5.4%
南部	7,528	3,613	48.0%	156	606	762	19	4	4	4	190	0	18	208	5.8%
合計	49,894	21,242	42.6%	1,033	3,412	4,445	487	15	23	24	728	400	144	1,272	6.0%

IV 高齢者保健事業の推進

高齢者を支える保健・福祉の基盤として、市内には保健センター３か所、母子健康センター１か所、総合相談窓口として地域包括支援センター４か所、在宅介護支援センター３か所を設置しています。また、集会場やコミュニティセンター、集落センター等各集落にある施設を活用した介護予防事業を積極的に展開し、高齢者の健康増進や支援が必要な人を支えています。こうした各種事業に当たっては、医療機関や関係機関と連携して実施しています。

高齢期になるとフレイル¹やサルコペニア²、認知症等の進行により個人差が大きくなり健康上の不安が増えてきます。不安を軽減し、住み慣れた地域で自立した生活ができる期間の延伸、生活の質の向上を図るため、保健事業と介護予防事業を一体的に進めていきます。

1 健康づくり

(1) 生涯現役を目指し、自分に合った健康づくりに取り組む

- ① 健康でありたいという意欲を持ち続ける
- ② 必要な時期に適切なサービスを受ける

(2) 地域の人とのつながりの中で、生きがいを持ち活躍する

- ① 自分自身の経験を活かして、次世代へ伝える
- ② 市民が支えあう地域づくりに取り組む

2 健康診査・保健指導

- | | |
|-------------|--------------|
| (1) 特定健康診査等 | (2) 骨粗しょう症検診 |
| (3) がん検診 | (4) 訪問指導 |

3 歯科保健対策

- (1) 歯周疾患検診

4 食育と食支援

- ・「第２次佐渡市食育推進計画」に基づき家庭・地域はもとより、各地域の組織等との連携により推進
- ・生活習慣病予防や高齢期の望ましい食生活に対する啓発と、地域や関係団体が一体的に高齢者の食育・栄養対策を支援
- ・保健事業と介護予防の一体的実施を進める上で、管理栄養士（栄養士）による低栄養予防を提供できるよう関係機関と連携して実施

¹ フレイルとは、身体的脆弱のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性などの多面的な問題を抱えやすく、自立障がいや死亡を含む健康障がいを招きやすいハイリスク状態を意味します。

² サルコペニアとは、高齢になるに伴い、筋肉の量が減少していく現象です。

V 高齢者福祉事業等の推進

介護を必要とする状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において居宅での日常生活を安心して継続的に営むことができるよう、身近な地域で提供するサービス基盤の整備を図ります。

市民生活が多様化する中で、個人の選択や生活観を尊重する社会の実現において、それぞれの特性にあわせて選択できる幅広い高齢者福祉サービスの提供に努めます。また、医療・介護・福祉連携体制を整備し、切れ目のないサービスを提供するとともに、それを支える保健・医療・福祉の専門職、民生委員やボランティア等とのネットワークの構築を総合的に進めます。

1 高齢者生活支援事業

- | | |
|------------------------|-----------------------|
| (1) 外出支援サービス事業 | (2) 寝具洗濯サービス事業 |
| (3) 緊急通報サービス事業 | (4) 高齢者・障害者向け住宅整備補助事業 |
| (5) 高齢者生活支援サービス事業 | (6) 高齢者日常生活用品給付事業 |
| (7) 軽・中等度難聴者補聴器購入費助成事業 | (8) 徘徊高齢者家族支援サービス事業 |
| (9) 介護手当支給事業 | (10) 介護用品支給事業 |

2 社会参加を促進する地域づくりの推進

- | | | |
|-----------------------|----------|-------------|
| (1) 学習活動 | (2) 運動教室 | (3) 社会参加の促進 |
| (4) 地域社会と交流できる拠点の設立促進 | | |
| (5) 高齢者の生きがい支援と就労対策 | | |

3 安全安心な地域づくりの推進

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 防災対策 | (2) 防犯、交通安全対策 |
| (3) 消費者対策 | (4) 生活環境対策 |

VI 介護保険事業の推進

高齢者が介護を必要とする状態になっても住み慣れた地域で安心して生活するためには、地域全体が高齢期における身体的、精神的状態や今後、増加が予想される認知症等を正しく理解する等、地域で支える環境の整備が必要です。在宅生活を支えるサービス（居宅サービス、地域密着型サービス、高齢者福祉サービス）の充実を図るとともに、在宅サービス等の利用によってもなお在宅生活が困難な方への支援として、今後も施設整備を進めていきます。

Ⅰ 第9期計画策定に当たっての基本的事項

介護サービス提供基盤の整備予定

本計画期間中に整備に着手し、提供を開始する予定のサービスはありません。

施設、居住系サービス利用者数等の推計

現状のサービス利用の状況及びサービス基盤の状況から、本計画期間における施設、居住系サービスの利用者数を次のとおり推計しました。

また、要介護・要支援認定者数から施設、居住系サービス利用者数を減じた人数が標準的居宅サービス対象者数となります。

■ 施設、居住系サービス利用者数の推計

（単位：人／月）

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
施設、居住系サービス利用者数	1,364	1,314	1,314	1,201
施設利用者	1,122	1,072	1,072	989
介護老人福祉施設	592	592	592	524
介護老人保健施設	370	320	320	335
介護医療院	1	1	1	0
地域密着型介護老人福祉施設	159	159	159	130
居住系サービス利用者	242	242	242	212
特定施設入居者生活介護	80	80	80	68
認知症対応型共同生活介護	162	162	162	144
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
標準的居宅サービス対象者数	3,050	3,038	2,989	2,914

2 介護保険サービス等の見込量

居宅サービスの利用見込みは次のとおりです。

利用見込みに当たっては、第8期計画における各サービスの利用実績の推移とともに、減少に転じる標準的居宅サービス対象者数及びサービス供給体制の動向等を勘案しました。

居宅サービスの見込量			令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	介護	回/月	11,229	11,229	11,229
訪問入浴介護	介護	回/月	332	332	332
	予防	回/月	16	16	16
訪問看護	介護	回/月	385	385	385
	予防	回/月	16	16	16
訪問リハビリテーション	介護	回/月	1,002	1,002	1,002
	予防	回/月	328	328	328
居宅療養管理指導	介護	人/月	167	167	167
	予防	人/月	5	5	5
通所介護	介護	回/月	8,384	8,384	8,384
通所リハビリテーション	介護	回/月	1,065	1,065	1,065
	予防	人/月	74	74	74
短期入所生活介護	介護	日/月	5,333	5,333	5,333
	予防	日/月	134	134	134
短期入所療養介護	介護	日/月	384	384	384
	予防	日/月	0	0	0
特定施設入居者生活介護	介護	人/月	80	80	80
	予防	人/月	6	6	6
福祉用具貸与	介護	人/月	1,117	1,117	1,117
	予防	人/月	270	270	270
福祉用具購入費	介護	人/月	19	19	19
	予防	人/月	6	6	6
住宅改修費	介護	人/月	9	9	9
	予防	人/月	6	6	6
居宅介護支援・介護予防支援	介護	人/月	1,820	1,820	1,820
	予防	人/月	331	331	331

地域密着型サービスの利用見込みは次のとおりです。

利用見込みに当たっては、実績、利用者数の増加とともに、今後のサービス提供基盤の整備予定等を勘案しました。

なお、夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護については、本計画においてのサービス量を見込んでいませんが、今後のサービスニーズの動向、事業者の参入意向を継続的に把握し、次期計画策定における基盤整備を検討します。

地域密着型サービスの見込量			令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	介護	人/月	2	2	2
認知症対応型通所介護	介護	回/月	248	248	246
	予防	回/月	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	介護	人/月	65	65	65
	予防	人/月	11	11	11
認知症対応型共同生活介護	介護	人/月	159	159	159
	予防	人/月	3	3	3
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	介護	人/月	154	154	154
地域密着型通所介護	介護	回/月	1,847	1,847	1,847

施設介護等サービスの利用見込みは次のとおりです。

利用見込みに当たっては、実績、利用者数の増加、サービスの利用意向等を勘案しました。

施設介護等サービスの見込量		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護老人福祉施設	人/月	592	592	592
介護老人保健施設	人/月	370	320	320
介護医療院	人/月	1	1	1

3 介護給付等対象サービスの確保方策

次のいずれのサービスにおいても、十分なサービス提供量を確保するために、人材確保が重要となってきます。生産年齢人口の減少により人手不足感が特に高まっています。人材確保について、事業者と協働で行い、就業支援補助など手段を検討しながら継続的に実施していきます。

(1) 居宅サービス

今後も、利用ニーズの動向を注視し、必要な場合には新規事業者の参入を促進するなど、市内全域におけるサービス提供体制の確保に努めます。

(2) 地域密着型サービス

徐々にサービス提供基盤が整備されています。今後も、利用ニーズの動向とともに、圏域ごとの整備バランスを考慮しながら、サービス提供体制の整備に努めます。

(3) 施設サービス

現状のサービス提供体制の維持に努めるとともに、県との連携し、事業者の介護医療院への転換意向を注視し、適切に対応します。

(4) 人材の育成と確保に向けた取組

介護従事者の資質向上を図るための研修会や情報提供及び助言などを行い、介護サービス事業所の人材育成や確保に向けた取組を支援します。

4 地域支援事業の推進

今後も単身高齢者世帯や認知症高齢者の増加等が見込まれることから、高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、様々な住民の参画による支え合いの体制を整備することが重要となります。

中核機関である地域包括支援センターの機能強化を図り、介護予防・日常生活支援総合事業による訪問・通所等の様々な場において、各種介護予防の取組を充実し、高齢者の健康状態の改善・維持・重症化の予防を推進します。

また、在宅医療と介護との連携、認知症高齢者と家族への支援、高齢者の権利擁護などの施策を推進するとともに、生活支援コーディネーターや協議体を中心となってサービス提供者と利用者との「支える側」と「支えられる側」という画一的な関係性に陥ることのないよう、世代を超えて地域住民が共に支え合う地域づくりを進めます。

(1) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

介護予防・生活支援サービス事業

- ① 訪問型サービス
- ② 通所型サービス
- ③ 介護予防ケアマネジメント事業の推進

一般介護予防事業

- ① 介護予防把握事業
- ② 介護予防普及啓発事業
- ③ 地域介護予防活動支援事業
- ④ 地域リハビリテーション活動支援事業

(2) 包括的支援事業

地域包括支援センターの運営

- ① 総合相談支援事業
- ② 権利擁護事業
- ③ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

社会保障充実分

- ① 在宅医療・介護連携推進事業
- ② 生活支援体制整備事業
- ③ 認知症総合支援事業
- ④ 地域ケア会議推進事業

(3) 任意事業

- ① 介護給付等費用適正化事業
- ② 家族介護支援事業
- ③ 家族介護継続支援事業（介護用品支給事業）
- ④ 住宅改修支援事業
- ⑤ 成年後見制度等利用支援事業
- ⑥ 地域自立生活支援事業

5 第1号被保険者の保険料の見込み

必要な保険料基準額（第5段階）を月額6,200円と設定します。

なお、中長期的な視点に立った必要な保険料水準（第5段階月額）は、令和12年は7,244円、令和22年は8,085円と推計されます。

保険料弾力化摘要による各所得段階別の保険料は次のとおりです。

所得段階	対象者	負担割合	保険料
第1段階	・生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税の老齢福祉年金受給者等 ・世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.285	年額 21,200円 月額 1,770円
第2段階	世帯全員が非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	基準額 ×0.485	年額 36,000円 月額 3,000円
第3段階	世帯全員が市民税非課税かつ本人年金収入120万円超	基準額 ×0.685	年額 50,900円 月額 4,250円
第4段階	本人が非課税かつ本人年金収入等80万円以下	基準額 ×0.90	年額 66,900円 月額 5,580円
第5段階	本人が市民税非課税（世帯に課税者がいる）	基準額 ×1.00	年額 74,400円 月額 6,200円
第6段階	本人が市民税課税の方 （合計所得120万円未満）	基準額 ×1.20	年額 89,200円 月額 7,440円
第7段階	本人が市民税課税の方 （合計所得120万円以上210万円未満）	基準額 ×1.30	年額 96,700円 月額 8,060円
第8段階	本人が市民税課税の方 （合計所得210万円以上320万円未満）	基準額 ×1.50	年額 111,600円 月額 9,300円
第9段階	本人が市民税課税の方 （合計所得320万円以上420万円未満）	基準額 ×1.70	年額 126,400円 月額 10,540円
第10段階	本人が市民税課税の方 （合計所得420万円以上520万円未満）	基準額 ×1.90	年額 141,300円 月額 11,780円
第11段階	本人が市民税課税の方 （合計所得520万円以上620万円未満）	基準額 ×2.10	年額 156,200円 月額 13,020円
第12段階	本人が市民税課税の方 （合計所得620万円以上720万円未満）	基準額 ×2.30	年額 171,100円 月額 14,260円
第13段階	本人が市民税課税の方 （合計所得720万円以上）	基準額 ×2.40	年額 178,500円 月額 14,880円

VII 計画の評価と推進体制

1 計画実現のための体制づくり

(1) 広報活動の充実

パンフレット等による広報活動はもちろん、民生委員児童委員、老人クラブなど地域組織や医療機関、サービス事業者等と連携しながら幅広く情報提供を行うなど、あらゆる機会を通じて介護保険制度及び保健・福祉サービスの周知に努めます。

(2) 庁内体制の整備

安心できる地域ケアの実現において、各主管課において適切な事業運営のための環境整備に努めるとともに、市民ニーズを的確に把握しながら、地域の特性に応じたきめ細かな高齢者保健福祉施策を総合的・一体的に推進していきます。さらに、保健事業、福祉事業、その他生涯学習、社会参加、バリアフリー・ユニバーサルデザイン化等の関連施策等の実施のため、関係各課において十分な連携の下に適切な対応を図ります。

(3) 地域の福祉体制の整備

市行政当局だけでなく、地域社会や地域包括支援センター、社会福祉協議会等の各種団体、保健・医療・福祉施設やサービス事業者等との連携を今まで以上に強化し、相互の情報交換や協力体制を推進します。

2 計画の達成状況の点検及び評価

(1) 進行管理

毎年度、本計画の進捗状況を調査し、社会の情勢や市民の意向を踏まえながら、計画の効果的な推進において適切な見直しを行っていきます。

(2) 事業の評価、点検

介護保険給付においては、要介護認定等の申請や認定結果のデータ等を活用しながら、施設サービス、居宅サービス、地域密着型サービスの利用状況、さらにはサービス事業者の事業に関する意向等を確認し、各年度において計画の達成状況を点検・評価します。

各施策・事業についても、サービス利用量やサービス事業者の供給量を確認、分析するだけでなく、利用者満足の見点から施策評価を行い、事業の改善を進めます。